

新婚家庭家賃助成事業について

市では、少子化・人口減少の対策として若年層への定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に家賃の一部を予算の範囲内において「家賃助成金」として交付します。

○助成金額

月額1万円を限度に年1回交付します。

※家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額

○助成期間

申請のあった翌月から最長36か月

○交付対象者（すべての要件を満たす方が対象となります）

- (1) 家賃助成金の交付申請をする日前3年以内に婚姻届を提出していること
- (2) 平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録を行っていること
- (3) 夫婦いずれもが申請時に40歳未満であること
- (4) 申請者および同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下であること
- (5) 家賃が月額5万円以上であること ※共益費、管理費および駐車場代等は除く
- (6) 他の公的制度（生活保護等）による家賃補助を受けていないこと
- (7) 申請者および同居者全員が市税等を滞納していないこと
- (8) 家賃を滞納していないこと
- (9) この要綱に基づく助成を受けたことがないこと

問 本庁 都市計画課住宅・営繕 G ☎52-1111 内線255

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減することを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

次の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください。（個人へのお知らせは特に行いませんので、ご注意ください）

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し、該当者へ慰労金を支給します。

※**重度要介護高齢者**・・・市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方。またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。

※**介護者**・・・市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

○**基準日** 令和2年6月30日（火）

○**対象期間** 令和元年7月1日～令和2年6月30日までの1年間

○**受付期間** 令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）

○**慰労金の額** 6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

◆主な支給要件

- ① 重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ② 重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③ 病院への入院や施設への入所（短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む）の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④ 要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること（令和元年12月31日現在で同等の認定を受けていること）
- ⑤ 重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

申請・問 本庁 長寿福祉課 高齢者支援 G ☎52-1111 内線175

山支 総合窓口・地域振興 G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興 G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興 G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興 G ☎55-2111